

改正	2000年11月9日	2003年1月30日
	2003年4月1日	2004年4月1日
	2004年4月22日	2004年5月1日
	2006年11月9日	2007年4月1日
	(題名改称)	
	2007年10月25日	2008年2月14日
	2012年2月2日	2013年1月31日
	2014年3月13日	2015年3月12日
	2016年1月21日	2016年10月27日
	2017年11月30日	2019年2月21日
	2020年5月14日	2023年3月2日

(目的)

第1条 この内規は、本学におけるキャンパス・ハラスメントを防止するために定める。

(定義)

第2条 この内規におけるキャンパス・ハラスメントとは、大学等におけるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント並びに差別あるいは偏見に基づくハラスメント等すべてのハラスメントを指し、次のようなものをいう。

- (1) (地位利用・対価型) 就学の間及び職場等において、優越的な地位や継続的な関係を利用して、相手の意に反する性的な又は不当な言葉や行為によって、相手の就学及び労働条件に不利益を与えること。
- (2) (環境型) 就学の間及び職場等において、相手の意に反する性的な又は不当な言葉や行為によって、相手に屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせることにより、就学及び職場環境などを悪化させること。

(適用範囲)

第3条 就学の間及び職場等におけるキャンパス・ハラスメントを防止されるべき者は、本学の学部学生、大学院学生、外国人留学生、研究生、研修生、研修員、科目等履修生及び聴講生（以下「学生」という。）並びに専任教員、専任職員、嘱託講師、嘱託職員、契約職員、アルバイト職員等雇用関係にある者（以下「直接被用者」という。）並びに労働者派遣法に基づく派遣労働者など本学の構成員とする。

2 前項の構成員を対象とする行為であり、かつキャンパス・ハラスメント行為を行ったと認定された者（以下「行為者」という。）が本学の学生又は本学の直接被用者であるときは、本学が適切な措置をとるものとする。また、本学の学生以外の者又は本学の直接被用者以外の者が行為者であるときは、その者が所属する企業あるいは組織などに対し、必要があると認められるときは、適切な措置をとるよう求めることができる。

3 前項の措置の対象となる行為は、当該事実があった日から5年以内のものとする。

(本学構成員の責務)

第4条 すべての本学構成員は、基本的人権を尊重し、キャンパス・ハラスメントを正しく認識し、キャンパス・ハラスメントの防止と問題解決に努めなければならない。

(委員会等)

第5条 第1条の目的を達成するために、次の各号に定める委員会等を設置する。

- (1) キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）
- (2) キャンパス・ハラスメント防止に関する委員会（以下「防止委員会」という。）
- (3) キャンパス・ハラスメント防止に関する委員会幹事会（以下「幹事会」という。）
- (4) キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）

(相談員)

- 第6条 相談員は、キャンパス・ハラスメントに関する相談（以下「相談」という。）及び苦情に対応するものとする。
- 2 相談員は各学部などの推薦を受け、学長が委嘱する。
 - 3 相談員は、相談及び苦情を受けた事項について、防止委員会に報告するものとする。
 - 4 相談員に関する事項は、別に定める。
（相談の受付）
- 第7条 相談員への相談は、面談のほか、手紙、電話、ファックス、電子メールなどいずれの方法でも受け付けることができる。
- 2 相談は、当事者によるものとするが、正当な理由のある場合に限り、当事者以外の関係者によるものであっても受け付ける。
（防止委員会の任務）
- 第8条 防止委員会は、本学におけるキャンパス・ハラスメントの防止及び問題解決のために、次の各号に掲げる事項を審議する。
- （1） 相談と調査に関すること。
 - （2） 相談事案の取扱いに関すること。
 - （3） キャンパス・ハラスメントに対する被害者救済の方策に関すること。
 - （4） キャンパス・ハラスメントを防止するための啓発に関すること。
 - （5） その他キャンパス・ハラスメントに関する重要事項
- 2 防止委員会は、第11条第3項の調査結果の報告を審議し、キャンパス・ハラスメント行為の有無の認定（以下「ハラスメントの認定」という。）を行う。
 - 3 防止委員会は、前項のハラスメントの認定並びに第1項第2号及び第3号により講じた措置について、学長に報告する。
 - 4 防止委員会は、前項のハラスメントの認定に関する学長報告内容を相談者等に告知する。
 - 5 防止委員会は、第1項第4号及び第5号に関する審議結果について、学長に報告する。
（防止委員会の構成）
- 第9条 防止委員会は、学長が委嘱する次の者をもって構成する。
- （1） キリスト教文化センター所長
 - （2） 学生支援センター所長
 - （3） 人事部長
 - （4） 京田辺校地総務部長
 - （5） 倫理審査主事から1名
 - （6） 教員から16名
 - （7） 職員から6名
- 2 防止委員会に、委員長及び副委員長2名を置く。
 - 3 委員長及び副委員長は、委員の中から学長が委嘱する。
 - 4 委員長は、防止委員会を招集し、議長となる。
 - 5 副委員長に関する事項は、別に定める。
 - 6 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。
 - 7 第1項第6号及び第7号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 次の各号に該当する委員は、当該相談事案に関する防止委員会に出席することができない。
（1） 相談事案の当事者である者
（2） 前号のほか、相談事案の審議に関わることがその審議の公平性を欠くおそれのある者
 - 9 防止委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の3分の2以上の賛成により決する。
 - 10 防止委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。
（幹事会）
- 第10条 防止委員会は、幹事会を設置し、相談事案の取扱いに関する審議を付託する。
- 2 幹事会は、委員長及び副委員長2名をもって構成する。ただし、次の各号に該当する者は、当該相談事案に関する幹事会の構成員となることができない。これによって発生した幹事会の欠員については、防止委員会委員の中から学長の委嘱に基づき補充する。

- (1) 相談事案の当事者である者
 - (2) 前号のほか、相談事案の審議に関わることがその審議の公平性を欠くおそれのある者
- 3 幹事会は、相談事案について、当該事案の内容及び性質等に応じて、相談事案の対象者（以下「対象者」という。）への通告又は事実調査に基づく救済措置のいずれの手続で取り扱うかを決定する。なお、事実調査に基づく救済措置の手続きで取り扱う場合は、対象者の所属又は防止委員会のいずれで取り扱うかを決定する。
- 4 幹事会は、前項の決定にあたっては、特段の事情のない限り、キャンパス・ハラスメント行為について相談した者（以下「相談者」という。）の意向を尊重しなければならない。
- 5 幹事会は、全員の出席で成立し、議事は全会一致により決する。
- 6 幹事会は、第3項に基づく決定を、防止委員会に報告する。
- （調査委員会）

第11条 防止委員会は、幹事会において、防止委員会による事実調査に基づく救済措置の手続きを行うことが相当であると判断された場合、事案ごとに、調査委員会を設置する。

- 2 委員長は、必要がある場合は、防止委員会の承諾を得て、本学教職員以外の専門家に協力を依頼することができる。
 - 3 調査委員会は、相談者の事情聴取、対象者の事情聴取、周辺の事情聴取などを通じてその事実関係を明確にし、調査委員会設置後、3か月以内に調査結果を防止委員会に報告する。3か月以内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告予定日を付して幹事会に申し出て、承認を得るものとする。
 - 4 調査委員会に関する事項は、別に定める。
- （通告等）

第12条 防止委員会は、幹事会において、対象者への通告を行うことが相当であると判断された場合、相談者の同意に基づいて、対象者に対して、相談があったことを通告し、キャンパス・ハラスメントの防止及び解決のために努めるよう警告する。

- 2 防止委員会は、相談者が希望し、かつ、幹事会が通知を行うことを相当と判断した場合は、対象者の所属長に対して、相談があったことを通知し、指導・助言を要請することができる。
- 3 防止委員会は、幹事会において、対象者の所属による事実調査に基づく救済措置の手続きを行うことが相当であると判断された場合、相談者の同意に基づいて、対象者の所属長に対して、相談があったことを通知し、事実調査に基づく環境改善を要請する。
- 4 前項に定める環境改善の要請を受けた所属長は、各所属における対応の結果を速やかに防止委員会に報告しなければならない。
- 5 防止委員会は、第1項から第3項の通告又は通知にあたって、相談者が匿名とすることを希望する場合には、相談者が特定されないようにできる限り注意を払わなければならない。ただし、防止委員会に過失なくして、通知内容から対象者及び対象者の所属長が相談者名を推定できたとしても、防止委員会はその責を負わない。
- 6 第1項の通告を受けた対象者は、当該通告を受領した日の翌日から14日以内に、防止委員会に通告に対する異議を書面で申し立てることができる。
- 7 第1項から第3項の通告又は通知が行われた後においても、問題の解決が図れなかった場合は、相談者は防止委員会による事実調査に基づく救済措置を求めることができる。

（不服申立て）

第13条 相談者、行為者及び対象者は、ハラスメントの認定に不服がある場合は、第8条第4項による告知を受領した日の翌日から14日以内に、1回に限り、防止委員会に書面でその旨を申し立てることができる。

（不服申立ての妥当性の審査）

第14条 防止委員会は、前条に基づく書面を受領したときは、不服申立ての妥当性及び再度調査を開始するか否かを審議しなければならない。

（再審査）

第15条 前条に基づく再審査の実施については、第11条の規定を準用する。

- 2 相談者、行為者及び対象者は、再審査による防止委員会の決定に対して、再び不服を申し立てることはできない。

(不利益扱いの禁止)

第16条 本学の関係者は、相談者及び事実関係の確認に協力した者に対して、そのことを理由とした不利益な扱いをしてはならない。

(秘密保持)

第17条 キャンパス・ハラスメントに関する相談、調査等に関わったすべての者は、関係者の名誉及びプライバシーその他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事実の隠蔽・虚偽の相談の禁止)

第18条 第3条第1項に規定する本学の構成員はすべて、キャンパス・ハラスメント行為について事実を隠してはならない。

2 第3条第1項に規定する本学の構成員はすべて、不正な目的をもって、虚偽の相談をしてはならない。

(保管)

第19条 すべての議事録、報告書及び関連書類は、倫理審査室事務室が保管する。

(大学の措置)

第20条 学長は、第8条第3項及び第5項に定める報告を受け、必要な措置を講じるものとする。

2 学長は、キャンパス・ハラスメントの再発防止や二次被害防止のために、必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第21条 この内規に関する事務は、倫理審査室事務室が行う。

(内規の改廃)

第22条 この内規の改廃は、防止委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2023年4月1日から施行する。